

2019年  
5月号

## グローバルでの個人情報保護法制に係るコンプライアンス態勢の整備に向けて 執筆者:石川 智也

GDPR 施行から 1 年が経過し、GDPR 対応が落ち着いた日本企業の中には、グローバルでの個人情報保護法制に係るコンプライアンス態勢(以下「グローバル個人情報保護コンプライアンス態勢」という)の整備に関心を有する企業も少なくないと思われる。本ニューズレターでは、このようなグローバル個人情報保護コンプライアンス態勢の整備の必要性と、その手順について概観することとする。

### 1. グローバル個人情報保護コンプライアンス態勢の整備の必要性

グローバルな潮流として、個人情報保護法制の導入・厳格化が進んでいる。特に、GDPR の登場が各国の個人情報保護法制に与えたインパクトは大きい。たとえば、ブラジル(2020 年 3 月施行予定)やタイ(2019 年 2 月議会で承認)では、GDPR の影響を強く受けた個人情報保護法制が新たに導入されているし、インドでも GDPR の影響を強く受けた法案の審理が議会でなされている。また、日本に続いて EU による十分性認定の取得を目指している韓国においては、数次にわたる個人情報保護法の改正を経て厳格化が進んでいる。世界の国の中には GDPR の前身である EU の旧データ保護指令を参考にして個人情報保護法制を整備した国も多く、それらの国においては今後 GDPR を参考にして法律の厳格化が進んでいくことが予想される。さらに、カリフォルニア州でも、GDPR の影響を強く受けて、個人情報の定義と域外適用の範囲が広いカリフォルニア州消費者プライバシー法という包括的な個人情報保護法が制定されており、2020 年 1 月の施行に向けて日本企業の対応も待たなしの状況となっている。

第二に、法制それ自体の厳格化だけではなく、当局による執行の積極化・厳罰化が進んでいる上に、被害を受けた個人等から民事訴訟を提起されるリスクも高まっている。実際に、EU では、5000 万ユーロ(約 62 億円)もの高額な制裁金が課された事例を含め、GDPR の下で数多くの制裁金事例が発生しているほか、制裁金まで至らなくても当局により調査や警告がなされた事例は枚挙にいとまがないし、アジアでも、中国、シンガポールやマレーシア等においては、既に数多くの執行事例がある。また、EU では、GDPR 違反により被害を受けた個人に損害賠償請求権が認められるとともに、その個人が居住している国の裁判所に管轄が

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: [newsletter@jurists.co.jp](mailto:newsletter@jurists.co.jp))

認められている。日本企業にとっては、訴額自体は小さくても海外で訴訟への対応を強いられることの負担は極めて大きい。さらに、上述したカリフォルニア州消費者プライバシー法においては、1人当たり・違反1件毎に100ドル以上750ドル以下か、実損害額の何れか大きい方が損害賠償額と定められており、かつ、これがクラスアクションの対象となるため、いったん個人データが漏えいして訴訟となれば、すぐに数億円、数十億円といった損害賠償請求に膨れ上がるおそれがある。

第三に、世界的にプライバシー保護への関心が非常に高まっており、データ主体の権利の強化も相まって、データ主体が実際にアクセス権等を行使してくることがある。また、欧州を中心に、いわゆる「プライバシー・アクティビスト」が入念に法律への違反状況を調べ上げた上で当局に不服申立てを行い、それが当局の調査の端緒となることが増えている。

そのほか、B to Bのビジネスであるか、B to Cのビジネスであるかを問わず、グローバルで従業員や取引先に関する個人データの共有が進んでいるほか、第四次産業革命の旗印の下、IoT化・AIの登場等に伴って個人データの利用を伴う製品・サービスが多く登場し、これまで以上にプライバシー侵害のリスクに直面する企業が増えている。

このような背景の下で、日本企業は、各国の個人情報保護法制に違反する可能性も、違反した場合に当局による執行や民事訴訟の提起を受ける可能性も、執行や民事訴訟の提起を受けた場合のインパクトも、何れも数年前とは比較にならないほど増大しているといえる。したがって、あらゆる日本企業にとって、各国の拠点・ビジネスに適用される個人情報保護法制に違反しないためのグローバル個人情報保護コンプライアンス態勢の整備が重要になってくるのである。

## 2. グローバル個人情報保護コンプライアンス態勢の整備に向けた手順

次に、グローバル個人情報保護コンプライアンス態勢の整備に向けた手順について概観する。1つの決まった手順があるわけではないが、各社において自社の状況に合わせた実践的かつ効率的な手順を策定できるよう、考慮すべきポイントを紹介しながら説明する。

### (1) 適用される法律についての情報収集

まず、対応するに当たって適用される法律についての正確な情報収集が必要である。

この点に関し、各国の拠点・ビジネスに適用される個人情報保護法制の有無を確認すると、ほとんどの拠点・ビジネスには適用される個人情報保護法制があることが判明する。そして、初期的には次の項目を調査することで、概ね各国法への対応項目を網羅することができる。

- ① 個人データの定義
- ② センシティブデータの定義、加重されている規制
- ③ (もしあれば)適用除外(従業員情報や、Business Contactに関する情報は、法律のスコープから除外されていることがある)
- ④ 域外適用を含め、地理的スコープ
- ⑤ Privacy Noticeの要否と記載内容
- ⑥ 個人データの取得、処理および移転等に同意が必要か。必要な場合の同意の要件
- ⑦ 保存期間
- ⑧ データ処理委託時の要件、データ処理契約の要否・内容・フォームの有無
- ⑨ 越境移転規制の有無・内容、契約で移転する場合の契約の内容・フォームの有無
- ⑩ データ漏えい等の定義と必要とされる対応、当局の連絡先・アクセス方法
- ⑪ データ主体の権利
- ⑫ 国内にデータの保管が求められるデータローカライゼーションの規制の有無・内容
- ⑬ その他、管理者として負うべき義務(社内規程・Privacy Policyの要否、従業員の教育、データ保護責任者を含む責任者の配置、データ保護影響評価など)

近時は、初期的な対応検討に必要なレベルであれば、英文の公開情報をベースにある程度の情報を取得・整理することも可能である。もっとも、医療情報、児童の情報、金融関連の情報など、特別法や業規制により規制が加重されている可能性のある業態においては、慎重な確認が必要である。

当事務所でも、ビジネスの態様を踏まえて、メリハリをつけた形での各国法の調査を行っている。日本企業の場合には、各国の拠点の管理部門にも日本人が配置されていることが多いこともあって、本社と現地拠点との間で日本語でまとめられた共通の各国法の調査結果を持っていることのメリットは極めて大きい。

## (2) 2つのアプローチ

日本企業のグローバル個人情報保護コンプライアンス態勢の整備に当たっては、大きく2つのアプローチが考えられる。

1つは、グローバルに高い水準で共通の個人情報保護に向けた対応を行い、その上で各国法との差分について対応を行うというアプローチである。たとえば、本社が主導して、各国拠点でのあらゆる個人データの処理にGDPRが適用されることを前提にGDPR対応を行った上で、各国拠点において、各国法独自のルール(Privacy Noticeへの記載事項の追加、当局への届出、翻訳対応など)への対応を行うことが考えられる。

もう1つは、各国の拠点・ビジネス毎に、各国法への対応を行っていくアプローチである。この場合には、本社で適用される法律の調査を行った後は、各国の拠点において各国法への対応を行い、本社はその進捗管理を行うという進め方もあり得るかもしれない。もっとも、グローバルでの個人データの共有(従業員情報や顧客情報の共有)については、データ移転契約・データ処理契約の締結や、データ漏えいの際の通知・データ主体による権利行使への対応の点で、各国の拠点・ビジネス毎のばらばらの対応が困難であることに鑑み、本社が主導して進めることになると考えられる。

前者のアプローチは、(各国法の特徴的な規制については個別に対応するとしても)基本的には一律の対応で各国の個人情報保護法制への対応がある程度完了し、その後も一律に管理していけば良いという意味では効率的である。特に、個人データの処理を含む商品・サービスをグローバルに提供している場合や、グローバルにデータを収集して研究開発を行う場合等においては、国毎に個人データの処理方法を変えるより、一律に対応する方が便宜な場合もあり得る。今のところ各国法制がGDPRに影響を受けたものに収斂していく方向性が見られることからしても、中長期的には有効なアプローチとなる可能性がある。

もっとも、GDPRの適用を受ける範囲についてのみ「ミニマム対応」を志向してきた多くの日本企業にとっては、このアプローチを採用することは難しいかもしれない。後者のアプローチを採用した上で、重要なところから優先順位をつけて取り組む企業が多いのではないかと考えられる。

## (3) 重要性による優先順位付け

各国の個人情報保護法制への対応のうち、どの個人情報保護法制から対応を行うべきかという重要性の問題は、拠点の所在地、拠点の規模、ビジネスの内容等によって、企業毎に異なり得るが、一般論としては、以下の要素を踏まえて検討することが多い。

- ① 取り扱う個人データの量とセンシティブ度
- ② 拠点の規模
- ③ ビジネスの重要性
- ④ 違反を理由とする当局による執行や、民事訴訟の可能性

①は、たとえば、消費者の情報、児童の情報、健康に関する情報などがリスクの高い類型であるということは理解しやすいが、従業員の情報も、データ主体の権利行使や当局への不服申立てがなされやすい類型であることから、対応の必要性が高い類型であることに注意が必要である。

②と③は、重要な拠点、重要なビジネスほど、対応の必要性が高いことは理解しやすいと思われる。また、グローバルでの個人データの共有(従業員情報、顧客情報の共有)については、問題が生じた場合のビジネスへのインパクトが大きいことを踏まえると、その対応の必要性は高いと言える。

④は、前記 1.に記載したように、少なくとも GDPR、中国サイバーセキュリティ法、カリフォルニア州消費者プライバシー法については、対応の必要性が高いということになる。また、日本企業にとっては、個人情報保護法も決して軽視してはならない。

#### (4) 日本企業のアプローチ

以上を踏まえると、以下のようなアプローチが多くの日本企業にとって参考になるのではないと思われる。

- ① 日本の本社・グループ企業の個人情報保護法への遵守態勢を確保する
- ② グローバルでのデータ共有については以下のとおり対応を行う
  - ・ 少なくともデータ共有に必要な範囲で各国法の調査を実施する
  - ・ 各国での Privacy Notice の提供(必要な場合には)同意取得に向けた対応
  - ・ 各国の規制に準拠したデータ処理契約の締結
  - ・ 各国の越境移転規制に対応したデータ移転契約
  - ・ データ漏えい時の通知、データ主体による権利行使への要対応事項を整理した上で、マニュアルの整備など態勢整備を行う
- ③ 対応の必要性の高い拠点から、各国法の内容を調査した上で対応を行う

③については、現状の執行リスクに照らすと、EEA 域内にある拠点での GDPR 対応、カリフォルニア州消費者プライバシー法への対応、中国サイバーセキュリティ法への対応は、必要性が高いと言える。それ以外の個人情報保護法制についても、前記(3)の要素も踏まえて重要な順に対応していくべきである。予算・マンパワーに照らして一気に対応することが難しい場合には、重要度の高い国をいくつか選んで対応を行い、その際の自社内での対応のノウハウを他の国での対応に生かすという進め方もあり得ると思われる。

### 3. 終わりに

カリフォルニア州消費者プライバシー法に関する情報収集と自社グループへの影響評価は、日本企業にとって喫緊の課題であると思われるが、この点については、別のニューズレターで近いうちにその概要を紹介する予定である。



いしかわ のりや  
石川 智也

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士  
[n\\_ishikawa@jurists.co.jp](mailto:n_ishikawa@jurists.co.jp)

2006 年弁護士登録。2005 年東京大学法学部卒業、2015 年バージニア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2016 年マックス・プランク イノベーション・競争法研究所併設のミュンヘン知的財産法センター卒業(LL.M.)、Noerr 法律事務所ミュンヘンオフィスに出向、2017 年ニューヨーク州弁護士登録。コーポレート、M&A、IP とデータの保護と利活用に関する法制度を専門とし、グローバルでのデータ規制への対応について多くの日本企業にアドバイスを提供している。情報法制学会会員、Certified Information Privacy Professional/Europe(CIPP/E)。

西村あさひ法律事務所では、M&A・金融・事業再生・危機管理・ビジネスタックスロー・アジア・中国・中南米・資源/エネルギー等のテーマで弁護士等が時宜にかなったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。

バックナンバーは<<https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters>>に掲載しておりますので、併せてご覧ください。

(当事務所の連絡先) 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel: 03-6250-6200 (代) Fax: 03-6250-7200

E-mail: [info@jurists.co.jp](mailto:info@jurists.co.jp) URL: <https://www.jurists.co.jp>

© Nishimura & Asahi 2019